

日本医師会における競争的資金等の適正管理に関する規程

第1節 総則・組織体制

(目的)

第1条 本規程は、日本医師会（以下「本会」という。）における競争的資金等の取扱いに関して必要な事項を定め、適正な運営及び管理を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本会における競争的資金等の適正な運営及び管理については、関係法令に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 本規程において「競争的資金等」とは、国、独立行政法人等から研究目的に配分を受ける資金をいう。

2 本規程において「配分機関」とは、本会又は本会構成員に対して競争的資金等を配分する機関をいう。

3 本規程において「不正使用」とは、故意又は重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用または競争的資金等の交付の決定やこれに付した条件に違反した使用をいう。

4 本規程において「構成員」とは、本会に所属する役職員研究者、及びその他関連する者とし、常勤・非常勤を問わない。

5 本規程において「研究開発分担者」とは、本会が採択した個別の研究課題に従事する研究者をいう。

(基本方針)

第4条 本会の競争的資金等の不正使用防止に係る基本方針は次のとおりとする。

- (1) 管理・運営に係る者の責任と権限の体系を明確化し、本会内外に公表する。
- (2) 不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定し、定期的に見直すことにより、実効的な抑止機能を備えた管理・運用体制の構築を図る。
- (3) 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う体制を整備する。
- (4) ルールに関する理解を本会内の構成員に浸透させ、本会内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。
- (5) 不正発生の可能性を最小限にすることを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

(管理責任体制)

第5条 本会の競争的資金等の適正な運営及び管理を行うため、管理責任体制として最高管理責任者1名、統括管理責任者1名、副統括管理責任者1名をもって構成する。

- 2 最高管理責任者は会長とし、競争的資金等の適正な運営及び管理全般を統括するとともに、最終責任を負う。
- 3 統括管理責任者は総務担当副会長とし、競争的資金等の適正な運営及び管理の実務を統括し、その実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 4 副統括管理責任者は総務担当常任理事とし、統括管理責任者を補佐する。

(コンプライアンス推進責任者、同副責任者)

第6条 競争的資金等の運営及び管理については、事務局長がコンプライアンス推進責任者として、以下の業務を行い、その実施状況を統括管理責任者に報告する。

- (1) 競争的資金等に係る不正防止対策の実施ならびに不正防止計画の策定・推進。
 - (2) コンプライアンス教育の実施ならびに役職員行動規範の策定、周知。
 - (3) 競争的資金等の適正な管理及び執行に関する管理監督及び改善指導。
- 2 コンプライアンス推進責任者の業務を補佐するために、コンプライアンス推進副責任者をおき、個別の研究課題における経理事務を担当する課(以下「担当課」という)の課長がこれにあたる。

第2節 競争的資金等の管理・執行

(経理・執行の基本)

第7条 本会における経理・執行に係る事務は担当課が所管し、別に定める規程等がない限り本会経理規程及び会計細則に基づいて行う。

(担当課の所管)

第8条 競争的資金等の管理において、担当課は下記事項を所管する。

- (1) 預金口座の開設及び管理
- (2) 物品等の契約・発注
- (3) 納品物品等の検収
- (4) 経費に係る書類の確認及び支払
- (5) 源泉徴収事務
- (6) 経理事務、関係書類の編綴・保管

(預金口座の開設・管理)

第9条 競争的資金等の管理口座として、間接経費口については予め開設された本会の口座を使用し、研究費口については、口座を開設する。届出印については担当課長が管理す

る。

(物品等の管理)

第 10 条 競争的資金等の原資が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、担当課は物品等を使用・管理する。また、取得価格が 20 万円以上かつ使用可能期間が 1 年超の物品等については、競争的資金等により取得した旨を当該物品等に明示し、担当課保管の管理表に登載の上で、使用者が善良なる管理者の注意をもって管理する。

(誓約書の提出)

第 11 条 競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員は、別紙誓約書を会長に提出する。

(研究開発分担者)

第 12 条 研究開発分担者に競争的資金等を配分するにあたり、本会は年度毎に事務取扱基準を定め、公開または配付する。

第 3 節 競争的資金等の不正使用への対応

(通報窓口)

第 13 条 本会が管理する競争的資金等の不正使用に対する内外からの通報に対応するため、通報窓口を設置し、コンプライアンス推進責任者が管理する。

2 原則として、通報は顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されているもののみ受け付ける。

3 コンプライアンス推進責任者は、通報を受け付けた場合、速やかに統括管理責任者・副統括管理責任者に事態を報告する。

(守秘義務)

第 14 条 不正行為に係る通報に関与した構成員は、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(競争的資金等の不正使用に係る調査)

第 15 条 通報受付後、統括管理責任者はおおむね 30 日以内に調査の可否を判断すると共に、その結果を配分機関に報告する。

2 調査が必要と判断された場合は、本会に属さない第三者（弁護士、公認会計士等で本会及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者）を委員として含める調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額

等について調査を行う。

- 3 前項の委員については、通報の内容に応じて統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が協議の上で選定する。

(競争的資金等の一時執行停止)

- 第 16 条 前条の調査が開始した場合、最高管理責任者は、必要に応じて、当該調査の対象となっている者に対し、競争的資金等の使用停止を命じる。

(認定)

- 第 17 条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定の上、統括管理責任者及び副統括管理責任者に報告する。統括管理責任者は、その結果を速やかに最高管理責任者へ報告する。

(配分機関への報告)

- 第 18 条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告し、協議する。

- 2 最高管理責任者は、通報を受けてからおおむね 210 日以内に、競争的資金等の不正使用に係る調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画を含む最終報告書を配分機関に提出する。但し、調査が完了しない場合には、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 3 最高管理責任者は、調査過程で一部でも不正使用が行われたことが認定された場合は、速やかに配分機関へ報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、配分機関からの求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する。

(調査資料の提出等)

- 第 19 条 配分機関から当該事案に係る資料の提出、閲覧、現地調査の申出があったときは、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き対応する。

(懲戒)

- 第 20 条 構成員が不正使用を行った場合は、本会リスク管理規程に基づき懲戒する。
- 2 研究開発分担者が不正使用を行った場合は、配分機関と協議の上で懲戒する。

(取引業者に対する措置)

- 第 21 条 競争的資金等の不正使用に関与した取引業者については、不正の程度・社会への影響度合い等を勘案し、相当の期間、取引を停止する。

(内部監査)

第 22 条 本会内における競争的資金等の管理業務の状況を監査するため、最高管理責任者が直轄する組織として、競争的資金管理等内部監査チームを設置し、事務局長をその責任者とする。

2 前項の内部監査チームは、監査の実施にあたり、監事及び会計監査人と密接に連携するものとする。

第 4 節 雑 則

(実施上の留意点)

第 23 条 本規程の他、実施に関し必要な事項は最高管理責任者が定める。

(改 廃)

第 24 条 本規程の改廃は、理事会または常任理事会の決議により行う。

附 則

(施行期日)

1 本規程は、平成 29 年 3 月 15 日から施行する。

(施行期日)

1 本規程は、平成 31 年 1 月 9 日から施行する。